

学力に関する証明書（教員免許用単位修得証明書）

発行願（郵便申請用）

申請日： 年 月 日

1. 申請者の情報

| | | |
|----------------|---------------------------------|---|
| フリガナ | | |
| 申請者氏名 | (旧姓) | |
| 申請者連絡先 生年月日 | 〒 | |
| | 日中の連絡先電話番号 | 生年月日（西暦） |
| | | 年 月 日 |
| 証明書送付先 | 上記と同じであれば記入不要（原則、証明書の発送は本人宛に限る） | |
| | 〒 | |
| 単位修得 機関① | 学部／研究科 | 学科／専攻 |
| | 学籍番号（不明の場合は空欄） | |
| | 在籍期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| | | <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 科目等履修 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 除籍 (✓記載) |
| 単位修得 機関② | 学部／研究科 | 学科／専攻 |
| | 学籍番号（不明の場合は空欄） | |
| | 在籍期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| | | <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 科目等履修 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 除籍 (✓記載) |
| 単位修得 機関③ | 学部／研究科 | 学科／専攻 |
| | 学籍番号（不明の場合は空欄） | |
| | 在籍期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| | | <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 科目等履修 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 除籍 (✓記載) |

発行願の記載及び発送の注意事項

◆ 郵送時

- 「発行願」と共に必ず「返信用封筒（長3サイズ・送付先住所・氏名・切手貼付）、発行手数料（郵便小為替）、本人確認書類のコピーを創価大学教職キャリアセンター宛に郵送してください。
- 郵便小為替は、郵便局で販売しています。購入した郵便小為替には何も記載しないで同封してください。使用できる郵便小為替は、購入日より3か月以内のものに限ります。
- 本人確認書類は、運転免許証、健康保険証、パスポートのいずれかの身分証明書となります。
- 原則として、本人ではない方が証明書を申請することはできません。やむを得ない場合には、委任状と代理人の身分証明書をお送りください。
- 学力に関する証明書は、発行願受理後発行までに1週間程度を要しますので、余裕をもって申請をお願いします。

◆ 発行願 記載上の注意事項

- 記入漏れなどの不備がありますと、発行が遅れ、免許申請等に支障が生じる場合がありますのでご注意ください。また記載内容の問い合わせを日中の連絡先に電話をさせていただきます。
- 適用免許法は以下を参考にしてください。

☆教育職員免許法の改正に伴う本学の適用時期は以下のとおりです。

【中学校・高等学校教諭一種免許状】

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 新法（平成 28 年改正法） | 2019 年（平成 31 年）度以降入学者 |
| 旧法（平成 10 年改正法） | 1999 年（平成 11 年）度～2018 年度入学者 |
| 旧々法（昭和 63 年改正法） | 1990 年（平成 2 年）度～1998 年度入学者 |
| 旧々々法（昭和 29 年改正法） | 1989 年（平成元年）度以前入学者 |

【小学校・幼稚園教諭一種免許状】

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 新法（平成 28 年改正法） | 2019 年（平成 31 年）度以降入学者 |
| 旧法（平成 10 年改正法） | 1999 年（平成 11 年）度～2018 年度入学者 |
| 旧々法（昭和 63 年改正法） | 1990 年（平成 2 年）度～1998 年度入学者 |
| 旧々々法（昭和 29 年改正法） | 1989 年（平成元年）度以前入学者 |

【特別支援学校教諭一種免許状】

| | |
|----------------|-----------------------|
| 新法（平成 18 年改正法） | 2015 年（平成 27 年）度以降入学者 |
|----------------|-----------------------|

【中学校教諭専修免許状】

| | |
|----------------|----------------------------|
| 新法（平成 28 年改正法） | 2019 年（平成 31 年）度以降入学者 |
| 旧法（昭和 63 年改正法） | 1990 年（平成 2 年）度～2018 年度入学者 |

【高等学校教諭専修免許状】

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 新法（平成 28 年改正法） | 2019 年（平成 31 年）度以降入学者 |
| 旧法（昭和 63 年改正法） | 1990 年（平成 2 年）度～2018 年度入学者 |
| 旧々法（昭和 29 年改正法） | 1989 年（平成元年）度以前入学者 |

- 所属していた学部・学科（研究科・専攻）で取得できる教員免許以外の証明書は発行できません。

例）経済学部を卒業したが、通信制の大学で小学校免許を取得希望であるため、小学校の学力に関する証明書を発行してもらいたい



経済学部には小学校免許課程がないため発行ができません。中学校「社会」の学力に関する証明書を発行し、提出先において経済学部で修得した単位が使用できるかどうか判断していただくこととなります。